

筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン(修正案)

令和元年11月　日
筑後市　総務部　財政課

1 策定にあたって

人口減少に伴う公共施設・インフラの維持更新問題や超高齢社会への対応など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化し、財政運営は年々厳しさを増しています。

これは本市においても例外ではなく、あらゆる分野において、限られた財源をより有効に活用することが求められています。

補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進するうえで、有効な役割を果たすものですが、一方で恒常化しがちであり、また社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や有効性が変化していきます。

本市では、平成13年度（第3次行政改革）、平成19年度・20年度（第4次行政改革）において補助金の見直しを実施してきました。

現在、本市では、行財政健全化方針（平成28年度）及び同実施計画（平成29年度）に基づき、健全化の取組みを推進しており、その中の重点項目として、補助金及び負担金の見直しを実施することにしています。

今回、補助金等の見直しにあたり、補助金等検討委員会の提言を基に、補助金等が効果的・効率的かつ適正に執行されるよう、本ガイドラインを定めるものです。

2 補助金等の定義

(1) 補助金

補助金とは、特定の事業又は研究を行うものに対し、その事業若しくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要ある場合にこれを助成するために交付するものです。

補助金の支出根拠として、地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体等に補助金を交付することはできません。

(2) 負担金

負担金とは、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいいます。法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合等があります。例えば、県道整備事業等の市町村負担金がこれにあたります。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合があります。例えば、市が構成団体となっている一部事務組合、全国市長会をはじめ、〇〇振興協議会、〇〇推進協議会等に対する会費等がこれにあたります。

3 筑後市における補助金見直しの経緯

(1) 第3次行政改革実施計画による補助金見直し

第3次行政改革実施計画（平成11～13年度）に補助金総額の10%削減を掲げる。

補助金削減額（平成13年度） 11,930千円

(2) 第4次行政改革実施計画による補助金見直し

第4次行政改革実施計画に補助金総額の20%程度の削減を掲げる。

見直しにあたっては、一律削減ではなく、補助金のあり方や交付基準等について、補助金検討委員会（大学助教授、税理士、行政経験者、公募2人）により検討。

補助金削減額（平成19年度） 12,710千円

補助金削減額（平成20年度） 5,808千円

4 現状と課題

平成19年度・20年度に補助金等の大幅な見直しを行ってから、今年で11年目となります。前回の補助金検討委員会の最終提言において、(1)補助金等交付基準の明確化、(2)事業成果の検証、(3)補助金等交付事務処理の整理の必要性が提言され、定期的な点検と見直しが求められていました。

市では、その後、補助の必要性及び効果等を検証できるよう、補助金交付規則及び補助金交付様式の改正や、補助対象経費及び補助率等を明確にするために個々の補助金交付要綱の改正等に努めてきました。また、毎年の予算編成において補助金等を点検し見直しに取り組んできました。しかし、提言後11年間における社会情勢や市民ニーズ等の変化を捉え、外部の視点から集中的に補助金等全体を見直す必要があります。また、補助事業の検証を更に明確にするため、事務事業評価と同様な成果指標に基づく評価導入等課題への対応が必要になっています。

平成31年度当初予算における補助金は、140件、総額774,778千円となっています。その補助金類型では、設立間もない等運営基盤の脆弱な団体に対し自立するまでの一定期間、運営を補助し団体の育成支援を行う運営費補助が全体の31.4%（44件）あり、開始から一定期間経過したものについて、事業費補助への転換等の検討が必要になっています。

また、補助開始から10年以上経過している補助金が全体の76.4%（107件）あり、補助の公益性が現状に即しているのか検証することが必要になっています。

5 見直し対象補助金等

(1) 補助金

平成31年度当初予算における補助金全てを見直し対象としますが、①市の例規において終期が設定されているもの、②施策見直しの中で検討されているものを除

外します。

(2) 負担金

平成31年度当初予算における負担金のうち、①支出の性質が補助的なもの、②交付先団体の繰越金が過大であるものを見直し対象とします。

【補助金の対象による分類】

対象	例
団体運営費補助	<ul style="list-style-type: none">・出資団体、市も参画する公益活動を担う任意団体、NPO等への人件費、事務所の維持管理費等への補助
個人・団体等の事業費・活動費補助	<ul style="list-style-type: none">・交流・振興等に関するイベント・団体の設置目的に即した事業・活動
公共施設・公共空間の設置・整備・維持に関する補助	<ul style="list-style-type: none">・私道整備・水路維持・不法投棄等回収・緑化関連
市の施策推進に資する設備等の設置・維持に関する補助	<ul style="list-style-type: none">・省エネ設備設置補助・生ごみ削減機器設置補助
利子・保証料・事業資金等補給	<ul style="list-style-type: none">・借入金への利子補給・信用保証料の助成・起業支援補助金・企業投資補助金
誘致補助金	<ul style="list-style-type: none">・定住促進補助金・企業誘致補助金
市も参加する公共団体で構成する組織の事業・活動の負担金	<ul style="list-style-type: none">・近隣自治体等との連携により実施する事業の負担金

【補助金の制度及び財源による分類】

- 国・県の制度で義務（市の支出は制度内）：審査対象外
- 国・県の制度で任意（市の支出は制度内）：全て審査対象
- 国・県の制度で義務（市の支出は制度に上乗せあり）：「上乗せ」部分が審査対象
- 国・県の制度で任意（市の支出は制度に上乗せあり）：全て審査対象
- 市独自の制度：全て審査対象

6 補助金等の適正化に向けた基本方針

補助金等は、いったん補助をはじめると、社会情勢等が変化しても必要性の如何にかかわらず長期化することが多く、全体の公平性が失われることになりかねないため、定期的にその目的や要件等が時代に即したものであるかどうかを検証しなければな

りません。

当市が前回行った補助金見直しでは、次の提言がなされました。

(1) 補助金見直し検討委員会指摘事項

- ① 補助金支出の適否を判断する「基本的な基準」を策定すること
- ② 補助の必要性や効果等について「評価・検証するシステム」を作ること
- ③ 事業成果の検証ができるようにすること
- ④ 「団体経理の適切さ」の視点での改善を行うこと
- ⑤ 市は、補助金に関して不断の点検と見直しを行うこと

今回市では、この提言を踏まえたうえで、補助金交付基準を次のとおり定めるとともに、外部評価委員会を立ち上げ、補助金の定期的な点検と見直しを実施することとします。

(2) 補助金交付基準

【別紙1 参照】

(3) 筑後市補助金等検討委員会設置規則

【別紙2 参照】

(4) 筑後市個別補助金審査要領

【別紙3 参照】

7 その他の留意事項

本ガイドラインは、単に補助金の廃止や削減といった財政的な側面からのみ補助金等の見直しを行うものではなく、制度的な改善を行うことにより、透明性を高め、成果の検証等による効果的な見直しの仕組みづくりを目的としています。